

地域公共交通利用促進検討分科会設置規程

令和4年 月 日制定

(設置)

第1条 木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第8条の規定により、地域公共交通利用促進検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 分科会は、会長の指示を受け、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査又は検討を行う。

2 本分科会は特に、持続可能な地域公共交通を構築するために必要な、地域公共交通の利用促進に必要となる事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 分科会の委員は、木津川市地域公共交通総合協議会第5条に規定する委員から充てるものとする。

- (1)学識経験者
- (2)市民代表
- (3)木津川市
- (4)その他座長が必要と認めた者

(運営)

第4条 分科会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者の中から選任する。
- 3 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 分科会は原則として公開する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、座長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 必要と認めるときは、当該分科会の委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 座長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。